

第 1 回 米の農産物検査等検討会

これまでの関係者からのヒアリングによる意見

平成 1 8 年 1 0 月 6 日
農林水産省総合食料局

1 農産物検査に関する意見

(1) 産地品種銘柄証明における異品種混入限度

① 不可避免的に発生し得る異品種混入について、農産物検査に一定の許容限度を設けることに関して、

ア 意図的な混入を誘発する危険が増すとする意見がある一方、

イ 意図的でないが不注意や不十分な管理による異品種混入が相当ある現状において、異品種混入の抑止策として機能するとの意見があった。

② 異品種混入限度を設けることとした場合、

ア 稲作生産における不可避免的な異品種混入程度

イ 米の検査規格の品位項目における異種穀粒及び異物の混入の許容限度

ウ DNA分析の精度（定量分析は、25粒法が一般的で、4%きざみとなる）

エ 他の意図せざる混入限度

等を考慮すべきとの意見があった。

— (参 考) —

○ 玄米規格の異種穀粒及び異物の許容限度（%）

農産物規格規程（抄）（平成13年農林水産省告示第244号）

	異 種 穀 粒 ①			異 物	① + ②
	もみ	麦	もみ及び麦を除いたもの	②	
1 等	0.3	0.1	0.3	0.2	0.9
2 等	0.5	0.3	0.5	0.4	1.7
3 等	1.0	0.7	1.0	0.6	3.3

（附）

もち玄米は、その種類以外の玄米が1等のものにあっては1%、2等のものにあっては2%、3等のものにあっては3%を超えて混入してはならない。

（定義）

異種穀粒：その種類の玄米を除いた他の穀粒をいう。

○ 意図せざる混入の限度例

遺伝子組換え農産物（大豆・トウモロコシ）・・・5%

（分別生産流通管理を行っても意図せざる遺伝子組換え農産物の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適正に行われている場合には、5%以下の意図せざる混入を認めている。なお、5%以下というのは、分別流通管理が適切に行われた上での意図せざる混入率であり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが、結果として混入率が5%以下であった場合や、意図的に混入した場合には適用されない。）

（参考） 遺伝子組換えに関する加工食品の表示基準

（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準）

原 材 料 農 産 物	表 示
分別生産流通管理された遺伝子組換え農産物	「遺伝子組換えのものを分別等」
分別生産流通管理されない農産物	「遺伝子組換え不分別」
分別生産流通管理された非遺伝子組換え農産物	「遺伝子組換えでないのものを分別等」

分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産・加工の段階で混入が起らないように管理し、そのことが書類によって証明されていること。

ODNA分析による米の品種判別について

1 DNA分析による米の品種判別法は、その目的により定性分析と定量分析がある。

(1) 定性分析：合成縮分して粉砕した試料を用いて、特定の品種であるかどうかを判定する分析方法

(2) 定量分析：合成縮分した粒単位の試料を用いて、特定の品種とそれ以外の品種の混入割合を判定する分析方法

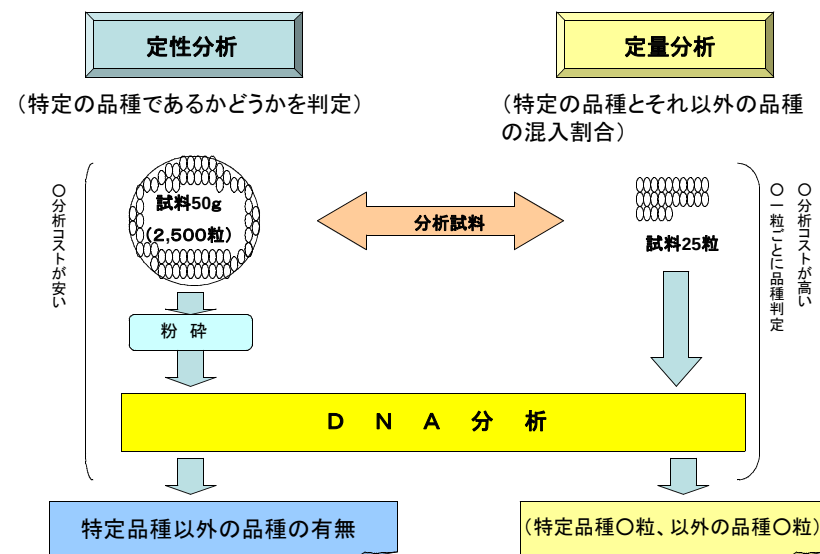
2 主要分析機関においては、定量分析法として20粒法、25粒法、48粒法を採用している。

分析に供する試料の量（粒）を増やせば統計学的に分析精度は高くなるが、他方、

- (1) 分析に時間を要すること
- (2) 費用が嵩むこととなる。

このため、分析機関によれば、費用・時間と分析精度の両立の観点から、25粒法を採用することが一般的となっている。

○ DNA分析による品種判別方法



○ 主要分析機関の定量分析法と分析価格

分析検査機関	定量分析の方法	分析料金 (円)	定性分析料金 (円)
A 社	25粒法	20,000	20,000
	48粒法	40,000	
B 社	20粒法	15,750	12,600
	25粒法	15,750	
	50粒法(25粒×2)	31,500	
C 社	25粒法	12,600	10,500
D 社	25粒法	15,000	18,000
F 社	25粒法	13,000	13,000

(2) 品位検査の整粒割合判定における機器の使用

- ① 現在、農産物検査員の目視により行われている整粒割合の判定について、客観性を高める観点から、穀粒判別器を積極的に活用すべきとの意見があった。
- ② 穀粒判別器については、整粒割合の計測数値の誤差が測定対象品種により異なることから、その使用の拡大については更に検討する必要があるとの意見があった。

— (参 考) —

○ 穀粒判別器普及状況

国の穀粒判別器開発事業で開発された機器は、(財)全国瑞穂食糧検査協会が一定の精度を有するものについて認定を行い、平成15年度から検査補助機器として実用化されている。

開 発 メーカー	販売機種	主 要 機 種 販売希望価格	販売台数
A	3 機種	9 8 万円	約 5 0 0 台
B	3 機種	8 5 万円	約 9 0 0 台
C	1 機種	8 2 万円	約 5 0 0 台
D	1 機種	9 8 万円	約 2 0 台
E	1 機種	2 9 8 万円	2 台
計			約 1, 9 2 0 台

○ (財)全国瑞穂食糧検査協会の認定の主な基準

- ・ 測定項目、測定対象粒数等が決められた仕様を満たしていること。
- ・ 型式毎の基準器の精度が±3%以内、基準器と個々の販売機器との誤差が±2%以内であること。

○ 現在の穀粒判別器の問題点

- ・ 測定対象品種等により測定値にばらつきがある。
- ・ 機器の操作がデリケートで、頻繁な分解掃除を要する。
- ・ 大きく、重いため、現場に携帯しての使用に適しているとは言い難い。

2 米の表示に関する意見

(1) 現行の表示制度の下では、農産物検査法に基づく証明を、「産地・品種・産年」の表示を行う際の唯一の根拠としていることに関して、

- ① J A S 法における表示の基本原則に則り、表示実施者の自己責任に委ねるべきとの意見がある一方、
- ② 表示の真正性を確保する観点から、引き続き第三者による認証が必要との意見があった。

— (参 考) —

○ 小売段階における米の表示と異なる品種混入の疑義があったもの

	15年産	16年産	17年産
分析点数 ①	598	647	610
表示と異なる品種混入の疑義があったもの ②	50	60	110
② / ①	8.4%	9.3%	18.0%

○ 表示と異なる品種混入の疑義があったものの原因

年 産	16年産	17年産
表示と異なる品種混入の疑義があったもの	60 (9.3%) <100.0%>	110 (18.0%) <100.0%>
販売業者に原因があるもの	46 (7.1%) <77.7%>	79 (12.9%) <71.8%>
混入原因が不明なもの	7 (1.1%) <11.7%>	15 (2.5%) <13.6%>
継続調査中のもの	7 (1.1%) <11.7%>	16 (2.6%) <14.5%>

注：1 消費・安全局表示・規格課調べ

2 () は、分析点数に対する異品種混入点数の比率

3 < > は、表示と異なる異品種混入の疑義があったものの原因別構成比率

(2) 表示の真正性を確保する観点から第三者による認証を必要とした場合の認証に関して、

- ① 米（玄米）は規格取引が一般的であり、大宗の米が農産物検査を受検していることにかんがみれば、第三者による認証の方法として農産物検査を用いることは合理的とする意見
- ② 農産物検査と同等の信頼性が認められるものについては、
 - ア 種子証明（都道府県による証明）を受けた種子を用いて生産されたものや
 - イ 生産情報公表 J A S（登録認定機関による認定）があるのではないかという意見
- ③ D N A分析については、分析機関による分析が普及するなど広く認識されており、これを根拠とできるのではないかとする意見があった。

なお、D N A分析については、

- ア 分析機関によって精度が異なる恐れがあり、第三者による認証の方法として定めるには更に検討する必要があるとする意見がある一方、
- イ 混入限度の限界水準によっては、これを根拠とすることは可能であるとする意見があった。

— (参 考) —

○ 種子の生産物審査及び証明

主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）抜すい

第4条第2項 指定種子生産者は、～中略～ 指定種子生産は場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

第5条 都道府県は、～中略～ 基準に適合すると認めるときは、～中略～ 生産物審査証明書を交付しなければならない。

○ 生産情報公表 J A S規格について

生産情報公表 J A S規格とは、消費者の「食」に対する信頼を確保するため、食品の生産情報について事業者が消費者に正確に伝える仕組みを第三者機関（登録認定機関）が認定する J A S規格制度のことです。

大臣の登録を受けた登録認定機関は、生産農家や販売業者等が定められた基準に従って適切に業務を行っているか調査し、認証を行います。

米のような農産物に関しては、①どこで収穫されたか（ほ場等の所在地）、②いつ収穫されたか、③どのように栽培されたか（使用した農薬、肥料の名称等）、等の生産情報がわかります。

(3) 農産物検査において、仮に異品種の混入限度を設定した場合、単一銘柄米の使用割合について「100%」と表示することを義務付けていることとの間で齟齬が生ずることに関して、

- ① 具体的な数値ではなく、例えば「単一銘柄使用」のような表現にすべきとの意見
- ② 農産物検査法に基づく証明を受けたもののみを使用しているのであれば、検査段階での異品種混入の有無にかかわらず、「100%」表示を認めるべきとの意見があった。

(4) ブレンド米の使用割合の表示に関して

- ① ○%の表示に代えて○割といった表示にすべきとの意見
- ② 使用割合は表示せず、産地品種銘柄を加工食品の表示と同様、使用割合の多い順に表示すべきとの意見があった。

(参 考)

○ 加工食品品質表示基準（抜すい）

（表示の方法）

第4条

（2）原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。（以下略）

○ 加工食品の原料表示の例

名 称	豆菓子
原 材 料 名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（小麦を含む）、食塩、砂糖、香辛料、調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル、紅麴、カロチノイド）
内 容 量	100g
賞 味 期 限	07.07.20
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	東京都千代田区×××-△△△ ○○○食品株式会社 AK